

# 「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

## 第14回全体会議の概要

日 時 平成22年4月17日(土)午後1時33分～4時53分

会 場 庁舎4階 会議室404

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、嶋津、利根川、橋本、平田、  
(敬称略) 広辺、藤巻、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 横田、高澤、河野、岩楯、神田、鈴木、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



## 1 本日の内容

### (1) 全体会議

ア 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「行政」の中項目「行政の責務」、「町長の責務」、「職員の責務」、「(行政組織のあり方)」、「(財政)」については、前回の全体会議でいただいた意見等を踏まえて作成した作業部会の案を委員各自が確認することとした。

イ 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」について、作業部会が作成した案について、「作業部会の記録シート」を基にそれぞれ報告した。ここでいただいた意見等を踏まえ、第7回作業部会で案を修正し、第15回全体会議で諮る。

意見等については以下のとおりである。

#### (7) 大項目「議会」の中項目「議会の責務」について

- ・ 言葉として厳しすぎる。敵対関係ではないはず。「又はけん制し、統制し」を削除
- ・ 議会は行政を監視するもの「協力し、」を削除
- ・ 「良好な緊張関係」とは? 文言変更へ

「可視化」とは? みんなに見えるようにする。

(例 ビデオとか) = 「公開する」(見えていること)

「可視化し」を削除 「原則、公開とします。」

2項目に分ける。「会議の公開」と「わかりやすく説明する。」

「定例会ごとに」は、要らないのではないか。

3、6、9、12月に定例会。その他に臨時会がある。議会の会議とは、本会議・委員会の両方である。

入れたい。規制していきたい。

「すみやかにわかりやすく」ではどうか?

「わかりやすく」も要らない。

- ・ 住民にわかりやすくなければならないのは当然のことである。

- ・ 「わかりやすく」は抽象的である。判断が分かれる。

条例なので、書けば具体的なことを決めなければ(詰めなければ)ならなくなる。

議会を信用する。基本条例に書けば効くのでは。

「努める」だから、やらないということにはならないのではないか?

「定例会ごとに」を削除

・ 2つの内容が入っている。 行政評価と 情報共有に分ける。

・「行政評価を行う」とは？

・行政評価 行政の責務にもある。

・ 、 は ~ の内容と重複しているのでは？

作業部会で再検討。(考え方も作業部会で再度、作成する。)

議会は、意思決定機関、監視を行うもの

(4) 大項目「議会」の中項目「議員の責務」について

議員の活動の何を責務として書きたいのか。

・書きぶり。他の条文とのバランスを考える。

・「~なければならない。」(「議会の責務」では「~努めます」)

・ 資産公開は細かい。説明責任の範ちゅう。

・清廉潔白と資産公開に分ける。

・「清廉潔白」の言葉を変えたい。人格のことか、職務のことか？

「公正かつ誠実に」(作業部会の案 より)職務を遂行します。

「住民の代表として、政治倫理に努めます。」

「選挙公営化」とは何か？

一定のルールで誰もが参加できるようにすること。

町では選挙運動の一部を公費(例 はがき、ポスター等)

「候補者」は「議員」ではない。 は削除

を に持ってくる。 を説明責任として に。

議員の日常活動と政治活動を区別できない。

「議員は説明責任を果たすものとする。」例示として、資産公開など。 、 を合体させる。

削除(一町民としてなので、住民の責務)

削除(全体に関わるイメージ)

削除(町政の監視は議会の責務)

ウ 「現在までに議論した条例の素案の一覧(総論~行政)」の「課題・論点・委員の意見等」の中から、全体に関わるものを4つ(「住民」とは何か、「まちづくり」とは何か、「責務」とは何か、「協働参画」とは何か)に絞り、最初にその4つについて共通に理解することで「課題・論点・委員の意見等」を解決していく作業を行った。

全体で確認・整理したことについては以下のとおりである。

(7) 住民とは？

市民か町民か？ 「町民」を使用する。

基本は「町民」だが、「住民」でなければならないところは「住民」を使用

(例 「住民投票」の要件 など)

市に移行する場合の備考欄を設けておく。(市になったら「市民」に読み替える。)

通学してきている人は「町民」か？

地方自治法の「住民」とずれると扱いづらくなる。

住民投票の有権者 地方参政権の有権者

(4) まちづくりとは？

定義は「町民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す『協働のまち』を作り出す共同作業」とする。

「町民が計画、実施、評価に係わる。」について、中長期的な目標を掲げる。担保するようになる。

ソフト的なものを中心にする。

コミュニティづくり

(4) 町民の責務とは？

をどうするか？ 再検討

・「行政サービス」(税負担、受益者負担)

・「公共サービス」(みんなで担う。)

どちらなのか？両方か？「負担」という表現でよいのか。

両方要らない。(協働が前提なのだから)

(2) その他

ア 次回の全体会議の内容

(7) 作業部会が委員の意見等を踏まえ、再度作成する、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」の案を確認する。

(4) 「現在までに議論した条例の素案の一覧(総論～行政)」の「課題・論点・委員の意見等」の中から、全体に関わるものを4つに絞ったうち、「責務」の中の「町民の責務」の議論が途中なので、そこから議論を始める。

(4) 4つ以外の「課題・論点・委員の意見等」については、事務局が整理する。

ワークショップは行わない。

イ 第12回の概要・議事録、第13回の概要・議事録、及び第6回作業部会の概要の確認をお願いする。修正などがあれば、4月23日(金)までに事務局へ連絡いただきたい。

ウ 本日の会議終了後、第7回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

5月1日(土)午前9時から、庁舎の会議室403で行う。

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会  
第14回全体会議及びワークショップ

- 1 日 時 平成22年4月17日(土)午後1時30分～4時30分  
2 場 所 庁舎 4階 会議室404  
3 内 容

全体会議では、まず、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を検討します。

次に、現在までに議論した、大項目「総論」から「行政」までの各中項目について、項目同士の整合性や保留になっていた事項等に留意し、条例全体の方向性などを考えながら議論します。

※今回は、3グループによるワークショップは行いません。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
13:40～16:20 (適宜休憩)	<b>全体会議</b> (議長:内山会長) (1) 作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を検討します。 (2) 現在までに議論した、大項目「総論」から「行政」までの各中項目について、項目同士の整合性や保留になっていた事項等に留意し、条例全体の方向性などを考えながら議論します。
16:20～16:30	事務連絡
16:30	閉会

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 行政

中項目 行政の責務

H22.4.5 現在

### 1 内容 文章化してください。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの

町は、住民の信託に応えるために、自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めなければなりません。  
町は、住民の意向を的確に把握し、住民の目線に立った行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めなければなりません。  
町は、情報を公開し、また説明責任を果たし、住民参加のもとに行政評価を実施し、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めなければなりません。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】**

- 「行政」とは 町長、補助機関など…ここでは、この条例全体の理念
- ・主語は「町」で良いのか？
  - ・項目名が定まっていないので、「行政」にしておくという意見もあったが)今の段階では「町」「行政の責務」、「町長の責務」等を検討してから。  
「～努めなければなりません。」の表現では受け身？  
行政が自ら実行する表現にしたい。
  - 「行政の責務」は必要なのか。
  - ・「住民の目線に立った行政運営を行い」は不要？
  - ・「住民の目線に立った行政運営を行い」は の「住民主体の町政運営を行う」と内容が重なる。  
「目線」が担保されるようにしたい。「目線」では弱い。  
「住民参加のもとに行政評価を実施し」を独立させる。  
1つの条文に2つのテーマがあるので分ける。

#### **【4/5第6回作業部会の案】** 修正した部分はゴシック体

町は、住民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。  
町は、住民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。  
町は、情報を公開し、また説明責任を果たし、住民参加のもと、行政評価の実施に努めます。  
町は、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。

### 2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの **【4/5第6回作業部会の案】**

この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】** なし

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

### 【3 / 12 第5回作業部会の案】 3 / 20の全体会議で諮ったもの

行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、住民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、住民と行政が協働し、町が住民に向き合うことが大事です。住民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。

行政は、住民の願いや要求に常に気を配り、的確に住民ニーズに応える事が必要です。住民目線の行政運営は住民の実体をつかむ事なしに生れないからです。住民ニーズを的確に把握することにより、住民が求めている行政サービスが受けられるため、住民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。

町は情報を公開し、住民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち住民にわかりやすいかたちで公表し、住民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。その結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や住民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、住民が参加する仕組みができれば、行政は住民の信託に応えることができると考えます。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。

「説明責任」とは

行政は住民に対して政策や事業について、その意義・目的・成果などを事前・事後に説明する責任がある。(説明責任に関する条例を制定している団体もある。)

「行政評価」とは

成果が上がっているかを評価することで、より力を入れるもの、やり方を改める必要があるものなどを明らかにし、今後の仕事の改善に役立てて、よりよいものにしていくための必要なシステムのことである。導入の背景は、大きく変化する社会経済情勢のもと、厳しい財政状況の中で、高齢化の進展や高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応することや、職員が説明責任を果たすことにより、透明性を高めた行政運営を進めることが求められているため。効果としては、住民と行政間のコミュニケーションの促進、及び信頼関係の構築に寄与することが期待できる。

### 【3 / 20 第13回つくる会全体会議での委員の意見】

「住民の目線に立った」について

- ・住民の意向を的確に反映することは当然、住民の目線に立っていることになるので不要。
- ・「住民の目線に立つ」ことが非常に大事なことであり、消してしまうと特徴がなくなってしまう。
- ・自治をめぐることを書かないと意味がないので、「住民の目線に立つこと」を担保できる内容を書きたい。

### 【4 / 5 第6回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

・「～努めなければなりません。」の表現では、町は、言われてから「強制的にやらされる」という「受け身」の印象があったので、自発的に行動することを表すため、「努めます。」にしました。

行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、住民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、住民と行政が協働し、町が住民に向き合うことが大事です。住民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。なお、ここでいう「自治の基本理念」とは、この中項目が行政(町長、執行機関)のことを言っているので、この条例の「理念」のことです。そのことを明確にしました。

行政は、住民の願いや要求に常に気を配り、的確に住民ニーズに応える事が必要です。住民目線の行政運営は住民の実体をつかむ事なしに生れないからです。住民ニーズを的確に把握することにより、住民が求めている行政サービスが受けられるため、住民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。

・「住民の目線に立った」行政運営については、住民の求めているもの(ニーズ)に合うような行政運営を行うことが非常に大事ですが、現在、住民側からはそのことが感じられないため、そのことを明記したいと考えました。住民のニーズに合う行政運営を行えば、それは当然「住民の目線」に立つこととなりますが、「目線では弱い。」という意見があったため、「住民のニーズに応えた」に表現を変更しました。また、 の内容が の「住民主体の町政運営を行う」と内容が重複しているのではないか、という意見がありましたが、 では、町が住民に歩み寄る姿勢、 では住民にも町政に参加してほしいということを表現しています。

町は情報を公開し、住民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち住民にわかりやすいかたちで公表し、住民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に

定めます。

で公開された情報に基づき、住民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や住民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、住民が参加する仕組みができれば、行政は住民の信託に応えることができると考えます。

・ と については、行政評価と町政運営の透明性の2つの要素が含まれていましたので、2つに分けました。

### 課題・論点

「住民自治」の共通認識が必要(他も同様)

「町は」なのか、「行政は」なのか。

・「行政運営」と「町政運営」の違い。

・行政運営は、財政運営のことか？

効果的で効率的な行政運営とは、「複雑・多様化する行政需要などに的確に対応できる組織体制を確立する。職員の実務能力や幅広い視野・創造性などを高める。政策や事務事業を評価するシステムを導入し、より効果的な行政運営を推進する。事務の簡素化・効率化、コスト意識の徹底など、経費を節減する。安定した財源の確保に取り組む。」ということだが、そのことを明文化しないでのよいのか。

当然、住民の責務や権利とも関わる。

・「行政の責務」に、町長の責務や職員の責務を含んで書くか？

・または、「行政の責務」を町長の責務と職員の責務に分けるのか？

地方自治法等に規定のあることをあえて書く理由は？(どこまでの内容を盛り込むのか。正しい内容だからすべて盛り込むのか。)

(地方自治法から抜粋)

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

・中項目の「行政の責務」とは、首長及び各種行政委員会(教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会など)の執行機関(首長・各種行政委員会)の責務等を規定するものか？

・執行機関の責務としては、「その権限と責任において誠実に職務を執行する」ことが考えられる。

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 行政 中項目 町長の責務

H22.4.5 現在

### 1 内容 文章化してください。

#### 【3/12第5回作業部会の案】 3/20の全体会議で諮ったもの

町長は、この条例を遵守し、住民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。

町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。

町長は、職員を指揮監督し、職員の自治能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

#### 【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

「この条例を遵守し」「この条例に掲げる理念を遵守し」(文言整理)

「自治能力」 住民みんなが分かる言葉なのか？

「職員の自治能力」とは？……自ら地域住民として行動すること

・住民の自治的な行動を評価できること

職員としての能力なのか？

× 職員の自治なのか？

「職員の能力」(「自治」を削除する)

#### 【4/5第6回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、住民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。

町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。

町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。

### 2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### 【3/12第5回作業部会の案】 3/20の全体会議で諮ったもの 【4/5第6回作業部会の案】

この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。

町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。

#### 【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

**【3 / 12第5回作業部会の案】** 3 / 20の全体会議で諮ったもの

町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当てる必要があります。私たち住民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、住民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。

町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は住民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、住民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。

町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて住民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、住民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。

町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを住民は期待します。

(地方自治法から抜粋)

第二条

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第百四十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第百四十八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

**【3 / 20第13回つくる会全体会議での委員の意見】**

「職員の自治能力」について。

自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて住民が自治的なやることを評価できる能力のことを言いたい。役所の中での職員の自治権(組合など)を言っているのではない。そこで、「自治」を消し、「職員の能力」と表現する。なお、他のところで、自治基本条例のために職員がする「自治」について触れるので、ここでは消す。

#### 【4 / 5第6回作業部会の案】 追加した部分はゴシック体

町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たる必要があります。私たち住民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、住民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。

町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は住民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、住民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。

町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて住民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、住民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。

町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを住民は期待します。

ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて住民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しており、役所の中での職員の自治権(組合など)を言っているものではありません。また、他の項目で、自治基本条例のために職員がする「自治」について触れるので、「職員の自治能力」から「自治」を消し、「職員の能力」としました。

#### 課題・論点

他の責務(行政、職員、財政)も町長の責務として考えられないか。

地方自治法との関係は？

に透明性を入れてはどうか？

の「その実現に取り組みなければなりません」とは、どのように取り組むのか。また、「その結果について報告する」とは、どのように報告するのか。また、どのように「効率的・効果的」を判断するのか。

住民自治についての定義が必要では？(他の項目でも同様)

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 行政 中項目 職員の責務

H22.4.5 現在

### 1 内容 文章化してください。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの

職員は、自らが住民である事を自覚し、住民自治の向上のために、住民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。

職員は、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。

職員は、住民との信頼関係づくりに努めなければなりません。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】**

守秘義務は入れるべきではないか？

#### **【4/5第6回作業部会の案】** 追加した部分はゴシック体

職員は、自らが住民である事を自覚し、住民自治の向上のために、住民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。

職員は、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。

職員は、住民との信頼関係づくりに努めなければなりません。

職員は、知り得た個人情報の保護に努めなければなりません。

### 2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの **【4/5第6回作業部会の案】**

職員は、町政運営を日常的に執行する立場と住民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】** なし

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの

、職員も、この条例では、「住民」です。私たち住民(住所のある人)の信頼にこたえ、住民の願いや要求を実現するために、職員も一住民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。

信頼関係を築くことは、住民自治のまちづくりを目指す上で欠かせません。信頼関係を築くためには、住民と対話することも含みます。

地方自治法では、行政職員は「町長の補助機関」です。その「補助機関」には、町長から独立の執行権を持つ、教育委員会、農業委員会等の職員及び議会事務局の職員は含まれておりませんが、ここでは、「白岡町の職員」として含むものとします。附属機関の委員等についても地方自治法上は、町長の補助機関には含んでいませんが、ここでは「職員」として広く含むものとしています。

なお、地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たさなければならない義務(例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、守秘義務、知識の向上など)を書くことは不要だと考えます。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】**

地方公務員法で職員の守秘義務について規定していても、職員はいろいろな情報を得る機会があるので、秘密にしておくことは重要であるので、「守秘義務」を入れたい。

#### 【4 / 5第6回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

、職員も、この条例では、「住民」です。私たち住民(住所のある人)の信頼にこたえ、住民の願いや要求を実現するために、職員も一住民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。

信頼関係を築くことは、住民自治のまちづくりを目指す上で欠かせません。信頼関係を築くためには、住民と対話することも含みます。

地方自治法では、行政職員は「町長の補助機関」です。その「補助機関」には、町長から独立の執行権を持つ、教育委員会、農業委員会等の職員及び議会事務局の職員は含まれておりませんが、ここでは、「白岡町の職員」として含むものとします。附属機関の委員等についても地方自治法上は、町長の補助機関には含んでいませんが、ここでは「職員」として広く含むものとしています。

なお、地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たさなければならない義務(例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、知識の向上など)を書くことは原則的には不要だと考えますが、地方公務員法で職員の守秘義務について規定していても、職員はさまざまな重要な情報を得る機会があるので、知り得た個人情報には秘密にしておくことは重要であると考え、ここではあえて明記しました。

#### **課題・論点**

地方自治法に規定のある、全体の奉仕者であることを明記しないが、住民の個人的な要求等にどこまで応えるか、その基準が難しい。

職員の「まちづくりに対する意識改革」がなされなければ、住民の求めるものに応えられないのではないか。それを担保できるのか。

この中項目では、まちづくりに対する職員が果たすべき役割を重要視する必要があるため、この条例に職員の心構えや、対住民との協働、職員のまちづくりに対する政策能力の向上を規定すべきである。

職員も、「町内に勤務する『住民』」である。ここでは、いわゆる住所がある「住民」と「行政の職員」でよいと思うが、混同しないよう、住民の定義を考える必要がある。この「内容」では、一個人としての職員の資質に関することと読み取れ、あくまでも「行政の職員(公的な部分)」としての責務がわかりづらい。それでよいのか。

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 行政 中項目 (行政組織のあり方)

H22.4.5 現在

### 1 内容 文章化してください。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの

行政の組織は、住民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。

行政は、住民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

行政は、住民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。

行政は、住民の権利利益を保護し、行政への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保をする必要があります。(行政手続)

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】**

～ は「行政の責務」ではないか？ とりあえず中項目として残す。

( は危機管理 は広域連携 は公正な行政手続)

「行政への申請～明らかにし」は入らないのでは。 削除

行政手続き 行政手続(法律用語)

「別の条例で定める。」とすると、その条例は必ずつくる必要が生じる。

#### **【4/5第6回作業部会の案】** 追加・修正した部分はゴシック体

行政の組織は、住民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。

行政は、住民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

行政は、住民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。

行政は、住民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。(行政手続)

行政は、公益通報に係る必要な事項を、別に定めて実行します。

### 2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの **【4/5第6回作業部会の案】**

行政組織のあるべき姿を明確にする項目です。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】** なし

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### **【3/12第5回作業部会の案】** 3/20の全体会議で諮ったもの

行政は「住民のためのシステム」であり、住民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「住民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。

危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。

白岡町は白岡の住民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、住民の権利と権益を守る必要があります。

行政の基本的な行政手続き及び手順の要項を住民に公開し、透明性を図ることで、住民との重要な信頼関係のしくみができると考えます。

#### **【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】** なし

#### 【4 / 5 第6回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

行政は「住民のための組織」であり、住民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「住民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。(組織の透明性)

なお、当初「住民のためのシステム」として「システム」に「組織」以上の広範囲のものの意味を持たせたいと考えましたが、住民が自ら公共サービスを行うために組織した「行政」のことを言っていることから、わかりやすく「住民のための組織」に変更しました。

危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)

白岡町は白岡の住民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、住民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)

住民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、住民との重要な信頼関係のしくみができると考えます。そのためには、行政への届出やそれに対する処分等について、手続と基準を明らかにする必要があることをここでは明記しています。(公正な行政手続)

当初「行政への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出の基準及び手続を明らかにし」としていましたが、届出等の具体的なことまでここで細かく挙げてしまうと、書いたことにだけ限定する効力を持つてしまうので、削除しました。

行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。住民が知ろうとしても知りたい情報について、職員が通報できるしくみをつくることで、不正が行われないように、監視できるものです。公益情報の収集について、町は通報先(外部委員会)を確保し、通報者が不利益を被らないように保護するようなシステムが必要です。なお、この「公益通報」については、財政に限ったことではないので、中項目の「(財政)」から「(行政組織のあり方)」へ記載することにしました。

#### 課題・論点

について。組織の設置・編成については以下のとおり規定され、組織は住民ニーズや多様化する課題に的確に対応でき、住民から見てわかりやすく、効果的で効率的な組織であることが求められている。

(白岡町課設置条例から抜粋)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。

(地方自治法から抜粋)

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

「町長の責務」に入れても良いのではないか。

、 、 について、他の法令で規定している内容ではないか。

そもそも「行政組織のあり方」を中項目とするのか。

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 行政 中項目 (財政)

H22.4.5 現在

### 1 内容 文章化してください。

#### 【3/12第5回作業部会の案】 3/20の全体会議で諮ったもの

町は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な財政計画を定めるとともに、財源確保及びその効率的な活用及び効果的な配分を行い、最少の費用で最大の効果が得られるよう行財政の改革に努め、投資効果の検証を行いながら健全な財政運営を行わなければなりません。

町は、住民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、住民にわかりやすく説明し、使途を明確にしなければなりません。

町は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければなりません。

町は、公益通報に係る必要な事項を、別の条例を定めて実行します。

#### 【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】

～ 主語 「行政は」

「投資効果」「費用対効果」

公益通報 「(行政組織のあり方)」へ

#### 【4/5第6回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な財政計画を定めるとともに、財源確保及びその効率的な活用及び効果的な配分を行い、財政の改革に努め、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を行わなければなりません。

行政は、住民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、住民にわかりやすく説明し、使途を明確にしなければなりません。

行政は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければなりません。

### 2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

#### 【3/12第5回作業部会の案】 3/20の全体会議で諮ったもの 【4/5第6回作業部会の案】

白岡町が自立して地方自治を進め、理念を実現するための財政のあり方について明確にする項目です。

#### 【3/20第13回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

### 3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### 【3/12第5回作業部会の案】 3/20の全体会議で諮ったもの

限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。自治体経営の観点からも、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけでなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の行政事業選別も時には必要です。

財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを住民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。

負債も含め、財政状況などを住民に明らかにし、わかりやすく説明する事は、開かれた行政運営、その透明性の確保の観点からも大変重要です。住民も町の財政を行政任せにすることなく、しっかりと理解する事が住民自治の進展にとっても大切です。

自治体の財産(土地、建物、基金など)は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されなければなりません。自治体の財産は、ひいては住民の財産にもなるので、不正があってはならないため、明文化しました。

行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。住民が知ろうとしても知りたい情報について、職員が通報できるしくみをつくることで、不正が行われぬように、財政を監視できるものです。なお、公益情報の収集について、町は通報先(外部委員会)を確保し、通報者が不利益を被らないように保護するようなシステムが必要です。

### 【3 / 20 第13回つくる会全体会議での委員の意見】

「投資効果」について。

投資はリターン(見返り)が求められるが、行政にはリターンがない場合もあり、最少の費用で最大の効果に努めているので「費用対効果」の表現が適切。

### 【4 / 5 第6回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。自治体経営の観点からも、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけでなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の行政事業選別も時には必要です。

財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを住民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。

また、行政の仕事は、最少の費用で最大の効果を挙げることに努めるので、「費用対効果」に修正しました。

なお、「最少の費用で最大の効果が得られるよう」は「費用対効果」と同じことであるので削除しました。また、「行政改革」と「財政改革」は別物であり、この中項目が「(財政)」であるため、財政のことだけを書くため、「行財政の改革」を「財政の改革」としました。

負債も含め、財政状況などを住民に明らかにし、わかりやすく説明する事は、開かれた行政運営、その透明性の確保の観点からも大変重要です。住民も町の財政を行政任せにすることなく、しっかりと理解する事が住民自治の進展にとっても大切です。

自治体の財産(土地、建物、基金など)は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されなければなりません。自治体の財産は、ひいては住民の財産にもなるので、不正があってはならないため、明文化しました。

・「内容」について。ここでは、町長や補助機関である職員を含んだ「行政」運営について表現したいので、「町は」を「行政は」に変更しました。

・の「公益通報」については、財政に限ったことではないので、「(行政組織のあり方)」へ移動させました。

### 課題・論点

以下の地方自治法の規定を踏まえながら、総合計画とともに、町政運営の柱である財政運営について基本的な事項を定めるものとし、「内容」を2つぐらいに絞ってはどうか。

(地方自治法から抜粋)

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

「財政計画」とは、「予算編成」のこと？

「行政評価」と「投資効果の検証」の違い

「町」なのか、「行政」なのか。「行政」とした場合、「行政の責務」との関係はどうなるか？

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 議会 中項目 議会の責務

H22. . 現在

1 内容 文章化してください。

### 【4/5第6回作業部会の案】

議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。

議会は、行政と協力し、又はけん制し、統制し、良好な緊張関係を保ちながら、町政運営の監視に努めます。

議会の会議は原則可視化し、これを公開します。また、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過について、定例会ごとにわかりやすく説明することに努めます。

議会は、住民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、住民と対話しながら行政評価を行い、情報の共有に努めます。

### 【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

### 【4/5第6回作業部会の案】

この条例の理念を実現する上で、議会が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

### 【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### 【4 / 5第6回作業部会の案】

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や住民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。

議会は、住民の意思を踏まえて合議し、決定する住民の代表機関です。議会は、行政の基本を決定する議決機関でもあります。条例の制定・予算の決定などについて、議会の重要な役割であるので、地方自治法第96条に規定されていますが、あえて文言として入れておいたほうが良いという意見がありました。しかし、地方自治法で規定している議会の議決事件を1つずつ挙げていくと、書いてあることだけに捉われてしまう恐れがあるので、ここでは、大きく「議会の役割」と捉え、「町の意味決定機関」と表現しました。

議会は町政(行政)と対立したり、馴れ合いになったりするのではなく、互いに監視し合う関係であってほしいため明記しました。町政運営の監視とは、町長を代表とする執行機関の「行政執行を監視し、けん制し、統制していくことであり、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されています。

議会は、住民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関でもあります。議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に住民の意向を把握し、住民要求の実現に努力する責任があります。議会は常に住民の意向を踏まえて議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「住民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに住民に身近なものになると思います。

議員は住民の代表として選ばれているので、住民の意見を反映して議会で話し合っていると思います。さらに、住民の意思を的確に反映するには、住民の声を広く聴くことが大切と考えたため、「住民と対話しながら」と入れました。

なお、「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議会の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含みました。

(地方自治法から抜粋)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 財産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
  - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - 三 議長の諮問に関する事項
- 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

**課題・論点**

現状の白岡町行政と議会の関係。執行機関と議会の関係についても規定する必要があるのでは？

**【4 / 17第14回つくる会全体会議での委員の意見】**

**このシートを提出してください。**

## 第6回 作業部会の記録シート(H22.4.5)

大項目 議会 中項目 議員の責務

H22. 現在

1 内容 文章化してください。

### 【4/5第6回作業部会の案】

議員は、住民の代表として清廉潔白でなければならず、自らの資産を公開するものとします。

議員選挙は、選挙の公営化を推し進めるとともに、候補者は、政権(公約)を述べ、有権者に選択の材料を提供しなければなりません。

議員は、住民の代表として選ばれた責任を持って住民の信頼に応え、職務の遂行に当たらなければなりません。

議員は、積極的に行政運営に関する情報を収集し、広く住民に報告しなければなりません。また、議会開催前に町民の意見を聞く集会及び議会開催後に報告集会を開かなければなりません。

議員は、日常の議員活動や考え方について、住民にわかりやすく説明しなければなりません。

議員は、住民とともに活動し、まちづくりに関する政策能力の自己研鑽に努め、住民の意思が町政に反映されるように政策を立案しなければなりません。また一町民として地域の自治を実現しなければなりません。

議員は、活動で知り得た住民の個人情報を守秘しなければなりません。

議員は、町政監視の責務を果たします。

### 【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

### 【4/5第6回作業部会の案】

この条例の理念を実現する上で、議員が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

### 【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

#### 【4 / 5第6回作業部会の案】

と については、白岡町の自治基本条例の特徴となるものです。

議員は住民の代表として清廉潔白であることを、住民は期待しています。町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って住民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会で率先して議員の資産を公開してほしいと考えます。

選挙は民主主義の基本であり、明るく正しいものでなければ議会制民主主義は死滅してしまいます。議会は公正な選挙で選ばれた議員によって、構成されなければその責務を果たせません。議員も不正な手段で選ばれたり、有権者が政策や政治姿勢を理解することなく選出しなければ、議員の責務を果たせるはずがありません。他の市町村での自治基本条例ではほとんど選挙に触れていませんが、住民が主権者として行動する極めて大事な行為について盛り込みたいと考えました。

選挙は、候補者本位でなく、政策を争い、有権者本位に行わなければなりません。選挙公営化で選挙公報を充実し、政見放送やネットを活用し、有権者に判断材料をより多く提供する必要があります。また、候補者も地盤・看板型の名前連呼選挙から脱し、個人合同演説会の開催、(公職選挙法では町村会議員には町村会議員には立会演説会が認められていないので、)候補者討論会等を行い、住民に積極的に自らの政権を述べ、明正選挙を实践することが、議会制民主主義の確立に極めて大事なことです。議員の選挙公報や政見放送は公約として住民の預かり証文にもなり、議員のチェック材料にもなります。

議員は、私たち町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って、住民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、意思決定機関として住民の意思を決定する役割のことで示しています。議会の責務「議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を「職務」として準用します。

議員は、私たち町民の代表として選ばれているので、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、住民がもっと行政に関心を持つようにするため、集会や報告を具体的に義務化したいと考えます。これにより、行政に対する監視機能が働きます。議員によって集会の方法だけではないので、議会開催前後の集会を義務化することを「努める」にできないか、という意見がありましたが、そういう能力がある議員を求めているので、この表現のままとしました。

議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、住民に自らの議員活動について住民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。

は議員個人に期待する内容です。住民の目線に立って対話に努め、住民の意思の把握を心がけ、真摯に議員活動に努めることは必要です。また、党利党略に縛られず、民意を代表する個々の議員の意思を反映することは大事であると考えます。

公としての議員は、個人情報を知り得る立場にあると考えます。住民の信頼に応えるため、積極的な情報提供を求めますが、その際には、議員は「地方公務員法」の「守秘義務」からは除外されていても、知り得た秘密を守る必要はあると考えます。

議員は議会の一員として、住民の信託に応えるため、町政を監視する必要があります。

「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議員の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含みました。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律から抜粋)

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(地方自治法から抜粋)

第百条第一項 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

調査権は、「議会」にある。

(公職選挙法から抜粋)

第一条 この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

## 課題・論点

「議員の責務」ではなく、「議会の責務」に入るものもあるのではないか。

似た内容の文章をまとめられないか。例えば、

内容： 議員は、住民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。 議員は、議会の機能が十分に発揮されるようにするため、町政に関する調査研究に努めるものとする。

考え方： 議会は二元代表制における議会機関としての活動を通じて、住民とともにまちづくりを推進する立場にあることから、議会の構成員としてその活動を担う議員には、住民の信託に応えるためにその職務を誠実に果たすことが求められています。 議員の議会活動を通じて、議会がその機能を十分に発揮できるよう、議員は町政に関する調査研究に努めなければなりません。

公職選挙法の確認、経済特区申請はできるか？

## 【4 / 17 第14回つくる会全体会議での委員の意見】

このシートを提出してください。

## **条例の素案を文章化する際の注意点**

- ・条例上は、人により解釈が異なるような用語は避けたほうがよい。(例)平和 幸せ 愛する など
- ・素案の文体は「ですます」調でつくっておいたほうが、修正しやすい。
- ・他の大項目や中項目で出てくるようなものが含まれている場合は、その都度確認することとする。
- ・「別の条例で定める。」とすると、その条例は必ずつくる必要が生じる。

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大	中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
総論	理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「わたしたち」 住民、行政、議会</li> <li>「個人として尊重され」 人権尊重、平等…憲法と重複しますが、個人が尊重されることは重要な要素であり、入られた方が精神としてわかりやすいので、あえて明記しました。</li> <li>「持続可能な地域社会を」 時代の変化への対応、次世代への継承</li> <li>「自らの意思と責任において」 住民が主体、住民自治…自治基本条例の実現は、自治の主権が住民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。</li> <li>「協働して実現することを目指します」 住民協働、責任(町民・議会・行政)…住民自治の実現には、住民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。</li> </ul>	<p>地域での小さい単位でのグループについて、どのように表現するか？あるいは表現すべきか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表現としての「私たち」と「町」の定義</li> <li>(「わたしたち」に関して。)理念を実現するために、後にそれぞれ(住民、議会、行政)が大項目と出てくるが、「理念」の段階で、それぞれの理念についてはっきりと明文化したほうがよいのではないか。</li> <li>民主的な手続きを踏むことができる個人について書きたい。「レベルアップしよう!」、「学習する住民(?)」</li> <li>「白岡町に来た人、いる人」とは？ まだ「住民」の定義が決まっていない。ホスピタリティを入れたい。</li> <li>ここでいう「理念」とは、まちづくりの理念か？住民の理念か？</li> <li>どのような経緯(想い)からその「内容」が表現されたのか、その理由(「考え方」)を明らかにしてほしい。</li> <li>「環境」について 大項目「まちづくり」で検討</li> </ul>
総論	目的	議論していない。	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する住民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	議論していない。	<p>「自治の基本原則」、「町政運営」というキーワードについて、どうするか、場合によっては、別項立てにする必要があるかもしれない。</p> <p>自治基本条例は町の最高規範であるという位置づけについて明文化すべきかどうかについても検討を要する。</p> <p>人権一般と町政の関連について(町政に関する権利と責務と、人間としての権利と責務が混同されているので整理が必要)</p>
総論	(定義)		他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。		

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大 中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
(住民)市民 (住民(定義))	この条例の中で使用される「住民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において住民とは、白岡町に住所を有する者*、町内に在勤・在学する者*、町内で活動する者*、及び事業を営んでいる者*のことを言います。	「住民」について 白岡町のまちづくりにかかわる「住民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでいう住民は地方自治法で定める住民のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 「者」とは、法律上、人格を有する者のことであるので、権利・義務の主体となる個人(自然人)及び法人を指します。ここでは、住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えたので、趣旨の中では「対象とするもの」と表現しました。以後の表記の方法(「者」、「もの」)等については、法規担当者等にお任せします。 「住所」とは、自然人については生活の本拠を持って住所とし、法人については主たる事務所の所在地です。自然人及び法人は必ず住所を1ヶ所有しています。従って、本人の意思にかかわらず当然その住所のある市町村の住民となります。「住所を有する者」は「居住する者」のことです。なお、「住所」には、国籍は問いません。 「外国人」について、まちづくりにかかわる人から外国人を除外することは、人権を尊重する理念から外れてしまいます。また、納税されていることなどを考慮し、含むものとします。 住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えました。一時的であれ、白岡町に影響を与える・受ける人(ボランティア活動等を町内でしている人)にも広くかかわってほしいので、この条例では「町内で活動する者」と定義しました。	「住民」という言葉 ・地方自治法の「住民」の定義と異なっている。以後の条文等との整合性、自治法の住民の定義等を考え「町民」との差し替え等もありうる。(要検討) 「住民」、「町民」の区別が必要ではないか。主語をどうするのか(要検討) ・一時的なまちづくりの担い手とは？ ・「町民」を定義すればよいのでは？
	住民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、住民自らが主体的に権利を行使するし、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	「権利」全体について  住民は、まちづくりの企画、実施、評価*の各段階に参画する権利を有します。  住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。  住民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。  (住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。) 現段階では残しておく。	・「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項でもこれと列挙するときりがなくなってしまうので、住民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。 ・「権利を有します」については、「…ものとする。」という言い方もありますが、「権利」の中項目なので、表現はいづれにせよ、権利があることとなります。ここで書く法律と同じ効果になるので、権利付与、権利侵害の問題が生じます。法制上検討します。  まちづくりにかかわる上で、基本となる参画する権利を有することとします。「企画、実施、評価の各段階」とは一連の流れの中で、住民のみなさんが継続的に参加することができるということを明記するものです。 これについては、住民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってほしいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一歩踏み出してかかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「住民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。  まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するもの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。  あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を保障するものです。これは、住民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶこともこれからは必要であるということを宣言的な意味で規定したものです。  「住民は、公平で公正な行政サービスを受ける権利を有します。」については、「他の法令等で規定していても、一般の方はそのことを意識していないので、あえてここで明記することによって、読む人にとってわかりやすく、公平で公正な行政サービスを受けることを自覚させることができると考えられる」という意見があったので、現段階では残しますが、作業部会としては、は削る方向で考えています。 他の法令等(地方自治法等)のサービスを受ける権利と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるからサービスを受ける権利をあえて明文化する必要性はなく、さらに、権利に入ると、「公平で公正」の基準が難しいという理由から削除する方向で考えています。	・「住民は」でよいのか。他の項目で参考 ・「住民」の幅を広げると問題が出てくる。 ・(町政ではなく)「地域の自治」については、「まちづくり」に含まないのか？ 意見 行政側が提供する企画への参加等が「企画、実施、評価」 地域等の団体等による企画も含む参加が「企画、実施、評価」 これら2つの考え方があるので、意見を統一する必要があるのではないかと。 「まちづくりの企画、実施、評価の各段階」については、「参画可能な「まちづくり」の定義等について今後検討し、明記する必要があるのではないかと、住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか？ 権利付与、権利侵害の問題と、表記の問題

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大	中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
(住民)市民	責務	ここでは、住民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 住民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、住民(町民)自らが改めてその意味を考えることは住民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	「責務」全体について	「ここでは、まちづくりにおける基本的な行動規範(当然のこと)が書かれており、町の特色がない。『学習する権利』は、町の独自性を出せる部分ではないか。ならば、権利の裏返しとして責務を入れるのが良いのではないか。」という意見がありましたが、学習する条件を責務として提供するのには「行政側」であるし、学習することを強制できるものではなく、本人の自主的なものであるため、責務ではないということで、入れていません。 当たり前と思っても行動が伴わないので、確認の意味で責務を明記しています。(みんなでまちづくりをする前提となるものです。)	住民に義務づけることを入れるのか、そもそも責務なのか。 「応分の負担」とは…書くには「積極的な負担」を意味する。 ・受益者負担(公平公正に) 税金以外 「行政サービス」「公共サービス」 主語の検討 ・「関心」を持たなければならない。内面の自由を法的に規制してよいのか。(保留) ・町政を監視するという意見もあったが、「関心」という言葉を使用した。 「関心」という言葉に関しては、半強制(指名制)でも良いから参加するしくみを作るために表現を変えるべきとの議論があったが、「関心」という言葉以外でできなかった。 ・「監視」悪いことをする前提で見ている気がする。受取り手である行政、議会がどう思うか、また、住民にとっても重い責務となる。参加しない人もいる中で、解説文に当たる「考え方」にどのように入れるか、どのように表現するか。 ・住民をまちづくりに参加させるための仕組みについて ・「まちづくり」という言葉についてどのように定義するか検討を要する。「まちづくり」の根底にある考え方は?自分たちでできることは自分たちでやろうという考え方や、誇れる町にしたいという想い等はあるのか? 住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか? 「しなければなりません」という言葉は厳しい感じがするから見直しても良いかも? 権利に入れるのか、責務に入れるのかも含めて検討 もっと白岡らしさを 全体の方向性で出していく。(他の項目も同様)
		住民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。	まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。		
		住民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。	自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じしてしまうものではありません。		
		住民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	主体的に参加し、連携・協働のもとと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。 「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。		
		住民は、行政・議会の運営に対して関心を持たなければなりません。	行政・議会の運営に関心を持つという責務は、まちづくりを行っていく上で行政・議会の動向に関心を持っていないと同じレベルでまちづくりに参画できないということの意味しています。まちづくりは住民だけではなく、行政・議会の3者が協働しなくてはできません。住民に、もっと行政・議会に関心を持ち、注視し、監視してもらいたいということを表しています。 なお、この責務とは、強制されるべきものではなく、自主性を重んじるものであり、反したことで何らかの不利益を受ける性格のものではありません。		
(住民は、行政サービスに伴う応分の負担をしなければなりません。) 現段階では残しておく。	「他の法令等で規定しているも、一般の方はそのことを意識していないため、あえてここで明記することによって、読む人に取ってわかりやすく、自覚を促すことができると考えられ、住民の「定義」で広げた人々にも、サービスを受けるためには応分の負担をしてもらう必要がある」という意見があったので、現段階では残しますが、作業部会としては は削る方向で考えています。 削る理由は、「権利」の項と同様、他の法令等(地方自治法等)の義務を負う規定と重複することと本条例は「まちづくり」のための条例であるから、ここであえて明文化する必要性があるのかということ、「応分の負担」の基準が難しいためです。				
住民協働	定義	この条例における「住民協働」という用語の定義を定めたものが本条項です。	まちづくりに関して、住民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを住民協働といいます。	協働の意味は、共通の目的の実現のために協力し、働くことです。 協働は、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始めなくてはなりません。このことを明らかにするものです。 住民が主体と言い切ってしまうことについて疑問がありました。住民だけでなく行政・議会も主体となりうるので、住民・議会・行政について考えました。住民が主体であることは理念その他でも言っているため、あえて入れなくても良いと考えました。 住民・議会・行政それぞれに役割があるので、対等に役割を担うことは難しいことから、互いの役割を尊重しつつ、三者が同じ目線で互いに連携、協力することを表現しています。 この条例が、まちづくりを行うもの(目指すもの)であることを明確にするため、はじめに「まちづくりに関し」としました。	住民一人ひとりの普段の行動がまちをつくらせていることを考え方の土台にして住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようにするためには、どのようにそれを表現したらよいか、また、一人ひとりの行動まで条例で定めるのか、定めた場合、行動を担保できるのか。 「白岡町住民協働推進指針」との、整合性は大丈夫? 今後、議論する他の項目でも整合性は確認する。また、この条例制定後に条例・指針等の見直しと合わせて全庁的に見直すこともある。 ・とりあえずは、ここで「住民協働」を「定義」づけた。整合性については、他の項目を議論してから。 ・住民・議会・行政の三者が協働するのだから「住民協働」ではなく「協働」と表記するほうが良いのではないかと? ・住民・議会・行政の協働の組み合わせは必ず異なる立場のものが協働する訳ではない(住民同士の協働等)。 ・団体同士でない協働とは言わないのか? ・「住民協働」という言葉は、そもそも住民の参加を促すための言葉ではないか。行政や議会も含んでいるのか? ・「住民協働」の「定義」であることから、あくまで住民と住民とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補充・協力することも良いのではないかと。 ・「協働」であれば、住民と議会、住民と行政、住民と住民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補充、協力することをいう、ということになるのではないかと。

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大 中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
住民協働	<p>「みんなでまちづくり」</p> <p>まちづくりに際しての、原則の一つとして「みんなでまちづくり」を行うことを明らかにするものです。</p> <p>多様化する地域課題や市民ニーズに対し、行政だけで取り組むことが困難な状況である一方、住民の参加意識が高まり、公共サービスを担うようなNPOやボランティアをはじめとする様々な市民活動が行われています。</p> <p>そこで、住民・議会・行政がこうした活動の重要性を認識し、「住民主体の町政」の実現に向け、お互いの理解と信頼関係のもとで協働を積極的に進めるために、本条項で規定するものです。</p>	<p>「みんなでまちづくり」とは「協働によるまちづくり」のことを言います。</p> <p>住民・行政・議会がそれぞれの責務に基づいて参画し、協議します。</p> <p>住民の意向を尊重し、住民・議会・行政が互いに協力してまちづくりを行います。</p> <p>持続可能な地域社会を実現するため、住民・議会・行政は協働してみんなでまちづくりを進めていくものです。</p> <p>それぞれのグループでの議論の内容が異なっているの で、作業部会ではまとめられ なかった。ここに出ているこ とを理解してもらい、全体で 議論したい。</p>	<p>まちづくりとは、住民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業のことです。協働のまちづくりの担い手である住民の自主的・主体的な活動があってはじめて地域が活性化すると考えられます。また、地域が活性化すれば町も活性化し、未来にわたる地域発展が望めると考えます。</p> <p>このため、行政区などで既に行われているあいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションやNPO団体・ボランティア団体等の活動を通して仲間づくりやひとづくりを行うことで、まずは地域の担い手を育てます。この中には、個人だけではなく、団体の育成も含まれます。</p> <p>さらに、議会・行政は協働によるまちづくりを推進するために、住民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。</p> <p>もちろん、まちづくりは、住民だけではできません。議会・行政も、協働によるまちづくりを推進するために、住民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。</p> <p>この、住民・議会・行政の三者が、いっしょにまちづくりを行うことを、「みんなでまちづくり」と表現しました。また、白岡町は以前から「協働によるまちづくり」を打ち出しており、「住民協働」に特色があると言えますので、「中項目」に取り上げました。</p> <p>なお、ここでの「まちづくり」は、都市計画のような、街をつくることだけに限定していません。</p>	<p>「みんなでまちづくり」という言葉で良いのか。大項目で「まちづくり」がある。</p> <p>「みんなで」が良いのではないか。</p> <p>「みんなでまちづくりをする」とはどういうことか。</p> <p>大項目「まちづくり」との違いは？</p> <p>条例の中項目としてふさわしいのか？</p> <p>なぜ「みんなでまちづくり」にしたか、ここではどのようなことを書くのか確認。</p> <p>協働の「原則」を規定しているのか？</p> <p>「定義」という意味合いが強くないか？ そうすると「定義」の項目と重複しないか？</p> <p>誰が地域活動を行うのか。誰が地域活動を活性化するのか。</p> <p>住民だけではなく、行政区、自治会やNPO・ボランティア団体、事業者も担い手となる。それらも地域の担い手とするべきではないか。それらが協働して進めていくことも、協働によるまちづくりであると考えられる。</p> <p>団体が活性化していない団体は、この条例でどう対応するのか？</p>

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大 中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
住民参画のしくみ 住民協働	住民が協働のまちづくりにかかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	「住民参画のしくみ」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはなりません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会・自治会・行政区などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。	「子ども」の参画 要検討。また、子どもの定義は？ 大項目「子育て」と関連 はここに必要か、 参画制度、提案制度など、別に定めておくのか？ 住民主体の活動は保障されるのか？ 住民協働の「定義」の中で議会・行政も含むとしているが、議会のことについてはどうするのか？ 子どもについての参画のしくみとはどのようなものか？ 住民参画のしくみについては、現時点で各グループから提出した意見を見ると「行政参画のしくみ」をイメージしているの、中項目のタイトル自体を変更してはどうかとの意見もあった。ただし「行政参画のしくみ」となった場合には「地域自治への参加のしくみ」などについても明記する必要があるのではないだろうか？ 「参画」という言葉の定義をもう一度考え直す必要がある。 住民参加のしくみをメニューとして住民に提示する。 未設置のもの：参画制度(住民参画条例)・公募制・提案制度(パートナーシップ条例)双方向であることが条件 住民投票 既存のもの：情報公開・パブリックコメント・附属機関への委員の登用指針？ 参画と参加が混同していないか 「ものとします。」権利、責務の関係で文言整理。 裁判員制度の指名制のようなものをどうするか、
		政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。(参画制度)(住民投票) みんなでまちづくりへ		
		町はまちづくりに関し、住民の提案等の把握に努めるとともに、住民から提出された提案等を尊重するものとします。(提案制度)		
		町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、住民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。(パブリックコメント)	は、「パブリックコメント」について規定したものです。これは、その一連の過程を通じて町と住民との間で情報が共有化され、住民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、政策過程を明らかにするという町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。	
		行政は政策の立案、事業の仕分け、実施、評価等の各段階において、住民の参画を保障します。そのために、住民参画条例を別に定めます。 住民の権利へ		
		町は、行政区*の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして活動を促進、支援するとともに、まちづくりへの参画の推進に努めるものとします。	では、「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画した区域のことをいい、政令市での「区」とは区別しています。 行政区は白岡町では自治会と同義語です。「自治会」は自主性を持つものです。町は行政区を協働の重要なパートナーと考えています。行政区の自主性を重んじつつ、もっと主体性を持ってもらいたいため、町は活動を支援していますので、ここであえて「行政区」について明文化しています。	
		町は附属機関の委員への住民の参加に努めるものとします。	は、附属機関の委員への住民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし、委員の選任を行う必要があります(指名制、公募制)。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの住民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。町の方向性として、「男女共同参画プラン」の見直しをしているところですが、この考えが住民に浸透しておらず、女性の参画の比率はまだ低いため、あえて明文化しました。	
		町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。	強制的でもいいのでまちづくりに参画してほしい気持ちが根底にあります。公募制を一步進めた形で、裁判員制度の指名制のようなもので、町の独自性を出したいという議論がありました。(選挙人名簿から指名する、手続きについては他の条例で、制度設計に努める、など)	
		町は、住民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません、みんなでまちづくり？		
		町は、子どもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。(未成年者のまちづくりへの参加)	は、「子どものまちづくりへの参画」について規定したものです。未来を担う子どもも、テーマや参加の形態に応じて参加させるしくみです。子どもにも政策決定ができる環境をつくることで、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動することが将来の白岡町の自治につながるようになります。	
	情報を共有します。(情報公開)	については、「情報公開」について規定したものです。住民参画の前提として、「情報の共有」、「町政の透明性の確保」という観点が重要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、住民・議会・行政が相互に情報を共有することが欠かせません。		

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大	中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
行政	行政の責務	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です	「行政の責務」全体について	「～努めなければなりません。」の表現では、町は、言われてから「強制的にやられる」という「受け身」の印象があったので、自発的に行動することを表すため、「努めます。」にしました。	「住民自治」の共通認識が必要(他も同様) ・主語は「町」で良いのか？ ・項目名が定まっていないので、「(行政)にしておく」という意見もあったが)今の段階では「町」 ・「行政の責務」、「町長の責務」等を検討してから。 ・「行政運営」と「町政運営」の違い。 ・行政運営は、財政運営のことか？ 効果的で効率的な行政運営とは、「複雑・多様化する行政需要などに的確に対応できる組織体制を確立する。職員の実務能力や幅広い視野・創造性などを高める。政策や事務事業を評価するシステムを導入し、より効果的な行政運営を推進する。事務の簡素化・効率化、コスト意識の徹底など、経費を削減する。安定した財源の確保に取り組む。」ということだが、そのことを明文化しないでよいのか。 当然、住民の責務や権利とも関わる。 ・「行政の責務」に、町長の責務や職員の責務を含んで書くか？ ・「行政の責務」を町長の責務と職員の責務に分けるのか？ ・「行政の責務」は必要か？ 地方自治法等に規定のあることをあえて書く理由は？(どこまでの内容を盛り込むのか、正しい内容だからすべて盛り込むのか、) ・中項目の「行政の責務」とは、首長及び各種行政委員会(教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会など)の執行機関(首長・各種行政委員会)の責務等を規定するものか？ ・執行機関の責務としては、「その権限と責任において誠実に職務を執行する」ことが考えられる。 住民の目線に立つことを担保したい。
		町は、住民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	町は、住民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、住民の願いや要求に常に気を配り、的確に住民ニーズに応える事が必要です。住民目線の行政運営は住民の実体をつかむ事なしに生れないからです。住民ニーズを的確に把握することにより、住民が求めている行政サービスが受けられるため、住民の満足度も上がり、住民福祉も増進されると考えます。 また、内容が「住民主体の町政運営を行う」と内容が重複しているのではないか、という意見がありました。では、町が住民に歩み寄る姿勢、では住民にも町政に参加してほしいということを表現しています。	町は情報を公開し、住民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち住民にわかりやすいかたちで公表し、住民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳細ルールや仕組みについては、別に定めます。
		町は、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性が開かれた町政運営に努めます。	町は、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性が開かれた町政運営に努めます。	で公開された情報に基づき、住民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や住民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、住民が参加する仕組みができれば、行政は住民の信託に応えることができると考えます。	
		町は、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性が開かれた町政運営に努めます。	町は、住民主体の町政運営を行うとともに、透明性が開かれた町政運営に努めます。	で公開された情報に基づき、住民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や住民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、住民が参加する仕組みができれば、行政は住民の信託に応えることができると考えます。	
行政	町長の責務	この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。 町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、住民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。	町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たることが必要です。私たち住民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、住民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。	他の責務(行政、職員、財政)も町長の責務として考えられないか。地方自治法との関係は？ に透明性を入れてはどうか？ の「その実現に取り組まなければなりません」とは、どのように取り組むのか。また、「その結果について報告する」とは、どのように報告するのか。また、どのように「効率的・効果的」を判断するのか、住民自治についての定義が必要では？(他の項目でも同様)
		町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければならない。また、その結果について報告しなければなりません。	町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければならない。また、その結果について報告しなければなりません。	町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は住民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、住民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。 町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて住民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、住民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。	
		町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければならない。	町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければならない。	町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを住民は期待します。 ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動すること、政策能力も執行能力も含めて住民が自治的にやることを評価できる能力のものを示しており、役所の中での職員の自治権(組合など)を言っているものではありません。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に

項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大	中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
行政	職員 の 責 務	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と住民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。	職員は、自らが住民である事を自覚し、住民自治の向上のために、住民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。	職員も、この条例では、「住民」です。私たち住民(住所のある人)の信頼にこたえ、住民の願いや要求を実現するために、職員も一住民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。	地方自治法に規定のある、全体の奉仕者であることを明記しないが、住民の個人的な要求等にどこまで応えるか、その基準が難しい。 職員の「まちづくりに対する意識改革」がなされなければ、住民の求めるものに応えられないのではないかと、それを担保できるのか。 この中項目では、まちづくりに対する職員が果たすべき役割を重要視する必要があるため、この条例に職員の心構えや、対住民との協働、職員のまちづくりに対する政策能力の向上を規定すべきである。
			職員は、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。		職員も、「町内に勤務する「住民」である。ここでは、いわゆる住所がある「住民」と「行政の職員」でよいと思うが、混同しないよう、住民の定義を考える必要がある。この「内容」では、一個人としての職員の資質に関することと読み取れ、あくまでも「行政の職員(公的な部分)」としての責務がわかりづらい。それでよいのか。
			職員は、住民との信頼関係づくりに努めなければなりません。	信頼関係を築くことは、住民自治のまちづくりを目指す上で欠かせません。信頼関係を築くためには、住民と対話することも含みます。 地方自治法では、行政職員は「町長の補助機関」です。その「補助機関」には、町長から独立した執行権を持つ、教育委員会、農業委員会等の職員及び議会事務局の職員は含まれておりませんが、ここでは、「白岡町の職員」として含むものとします。附属機関の委員等についても地方自治法上は、町長の補助機関には含んでいませんが、ここでは「職員」として広く含むものとします。	
			職員は、知り得た個人情報の保護に努めなければなりません。	地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たさなければならない義務(例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、知識の向上など)を書くことは原則的には不要だと考えますが、地方公務員法で職員の守秘義務について規定しているも、職員はさまざまな重要な情報を得る機会があるので、知り得た個人情報は秘密にしておくことは重要であると考え、ここではあえて明記しました。	
行政	(行政組織のあり方)	行政組織のあるべき姿を明確にする項目です。	行政の組織は、住民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるように編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。	行政は「住民のための組織」であり、住民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「住民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすくなることから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。「組織の透明性」 なお、当初「住民のためのシステム」として「システム」に「組織」以上の広範囲のものを意味を持たせたいと考えましたが、住民が自ら公共サービスを行うために組織した「行政」のことを言っていることから、わかりやすく「住民のための組織」に変更しました。	について、組織の設置・編成については以下のとおり規定され、組織は住民ニーズや多様化する課題に的確に対応でき、住民から見てわかりやすく、効果的で効率的な組織であることが求められている。「町長の責務」に入れても良いのではないかと。 について、他の法令で規定している内容ではないか、そもそも「行政組織のあり方」を中項目とするのか。
			行政は、住民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理)	
			行政は、住民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。	白岡町は白岡の住民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が重要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、住民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携)	
			行政は、住民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。(行政手続)	住民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、住民との重要な信頼関係のしゅみができると考えます。そのためには、行政への届出やそれに対する処分等について、手続と基準を明らかにする必要があります。(公正な行政手続)	
			行政は、公益通報に係る必要な事項を、別に定めて実行します。	行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。住民が知ろうとしても知りたくない情報について、職員が通報できるしゅみをつくることで、不正が行われないように、監視できるものです。公益情報の収集について、町は通報先(外部委員会)を確保し、通報者が不利益を被らないように保護するようなシステムが必要です。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)

(H22.4.17現在)

項目 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士(全体)の整合性、「課題・論点・委員の意見等」に留意し、条例全体の方向性を考えてください。

大	中	趣旨	内容	考え方 現在の「内容」にあるものに対する「考え方」のみ抜粋(並び替え等の修正を加えたもの)	課題・論点・委員の意見等 残っている課題・論点等をまとめたもの
行政	(財政)	白岡町が自立して地方自治を進め、理念を実現するための財政のあり方について明確にする項目です。	行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な財政計画を定めるとともに、財源確保及びその効率的な活用及び効果的な配分を行い、財政の改革に努め、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を行わなければなりません。	限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させることが必要です。予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。自治体経営の観点からも、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけでなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の行政事業選別も時には必要です。財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを住民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。	地方自治法の規定を踏まえながら、総合計画とともに、町政運営の柱である財政運営について基本的な事項を定めるものとし、「内容」を2つくらいに絞ってはどうか。 「財政計画」とは、「予算編成」のこと？ 「行政評価」と「投資効果の検証」の違い 「町」なのか、「行政」なのか。「行政」とした場合、「行政の責務」との関係はどうなるか？
			行政は、住民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、住民にわかりやすく説明し、使途を明確にしなければなりません。	負債も含め、財政状況などを住民に明らかにし、わかりやすく説明する事は、開かれた行政運営、その透明性の確保の観点からも大変重要です。住民も町の財政を行政任せにすることなく、しっかりと理解する事が住民自治の進展にとっても大切です。	
			行政は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければなりません。	自治体の財産(土地、建物、基金など)は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されなければなりません。自治体の財産は、ひいては住民の財産にもなるので、不正があってはならないため、明文化しました。	

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

( 仮称 ) 白岡町自治基本条例  
( 白岡町まちづくり条例 ) をつくる会  
会長 内山 欣春 様

白岡町行政区長会  
会長 佐々木 操

( 仮称 ) 白岡町自治基本条例 ( 白岡町まちづくり条例 ) の素案づくり  
に対する行政区長会の意見について ( 送付 )

春暖の候、貴会におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当会は、町と地域住民との連絡調整などを行なっている町内 4 5 行政区の区長からなる組織でございます。白岡町行政の円滑なる運営と健全なる発展に貢献し、自治行政を推進するために活動している団体です。

当会では、“まちづくり”を考える自主事業として毎年テーマを定め、意見情報交換会などを開催しております。

平成 2 1 年度につきましては、自治基本条例をテーマに、研修会などを実施し、別紙のとおり「自治基本条例に対する意見等について」を取りまとめました。

つきましては、今後の自治基本条例の素案づくりに当たり、当会からの意見を参考として役立てていただければ幸いです。

事務局 町民活動推進課  
住民協働担当 ( 齊藤、新井 )  
電 話 内線 3 5 3

自治基本条例に対する意見等

区 分	自治基本条例に取り入れてもらいたい事項	理 由
条例全般について	町の特色を活かした独自性のある条例	白岡らしい自治基本条例とするため
	条文の前文に「夢が広がるまち」や「夢が語れるまち」などの将来に向けた展望を入れた条例	白岡らしい自治基本条例とするため
	広く住民の声を聞き、住民の意見を取り入れた条例	条例を住民に信任性があるものにするため
	条例の意義、必要性、作成過程を明らかにした条例	条例を住民に信任性があるものにするため
	まちづくりの基本姿勢を示す条例	まちづくりの基本となるため
	町民、議会、行政が一体となり、共有できる条例	町の基本的条例であるため
(住民)市民について	住民の責務について 自治活動やコミュニティ活動の理念や活動方法を相互に学習・啓蒙し自治力を高めるとともに、次世代にその活動が引継がれるよう努めることが必要ではないか。 (そして、町(行政・議会)は、それを積極的にサポートしていく必要があるのではないか。)	これからのまちづくりにおける自治活動やコミュニティ活動の重要性を表明するため 住民自治を実現するためには、持続的な地域自治活動を実践する力が必要となるため。
	住民の責務について 町政などへの関心をより深めるとともに、町・行政区の活動、コミュニティ活動への参加に努めることが必要ではないか。	協働によるまちづくりには、住民の町政への積極的参加が前提となるため。
住民協働について	多くの住民の参加、参画を促す場づくり、仕組みづくり	協働によるまちづくりを制度的に担保するため
	住民協働を推進する制度づくり	協働によるまちづくりを制度的に担保するため
行政について	地域住民のまちづくりへの意見を聴取する仕組みづくり	住民参加・参画の前提となるため
	縦割り行政の改善の明記	効率的な行政運営を実現するため

区 分	自治基本条例に、取り入れてもらいたい事項	理 由
行政について	オンブズマン制度の導入	公正、公平な行政運営を確保するため
	職員の意識改革を更に進める	行政サービスの向上、効率的行政運営を実現するため
議会について	議員の議会活動の情報提供（説明・報告）	住民により身近な議会となってもらうため
地域自治・コミュニティについて	地域自治・コミュニティ活動の活性化を図り、地域自治を推進	地域自治を推進する必要があるため
	行政区長会の役割の明確化と自主的な活動の活性化を図り、地域自治を推進	地域自治を推進し、自立した住民自治（地域活動）を実現するため
	ボランティア活動の促進	住民による地域の活性化を進めるため
情報公開・情報共有について	町からの行政情報等の公開・提供	まちづくりへの参加・参画を協働によるまちづくりの前提となるため
まちづくりについて	次の各項目の視点でまちづくりを進めてほしい	
	1 産業の活性化	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
	2 安心安全のまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
	3 高齢者、障害者、子どもたち、社会的弱者に優しいまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
	4 災害に強いまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
	5 自然、環境重視のまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
	6 自立したまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため
7 文化的なまちづくり	安心・安全な豊かなまちづくりを進めるため	